

恵那市公共用財産境界確定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公共用財産と隣接する土地所有者との間において、境界の確定に関する事務を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(公共用財産の範囲)

第2条 この要綱において「公共用財産」とは、市が管理する財産であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 恵那市法定外公共物管理条例（平成16年恵那市条例第183号）第2条に規定する法定外公共物
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が認めるもの

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係土地所有者 公共用財産に隣接する土地所有者その他立会が必要と認められる者をいう。
- (2) 境界立会 公共用財産に隣接する土地との境界を確定するため、市と関係土地所有者が現地において協議し、境界の位置を確認することをいう。
- (3) 境界確定 境界立会の結果、合意に基づき境界を確定することをいう。
- (4) 不調 境界立会の結果、合意に至らず境界が確定できないことをいう。
- (5) 申請地 境界確定の申請があった土地をいう。
- (6) 隣接地 申請地に隣接する土地をいう。
- (7) 対側地 申請地に対して公共用財産を挟んだ反対側の土地をいう。

(申請者)

第4条 公共用財産との境界確定を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、境界確定を申請しようとする土地の所有者又はその者の委任による代理人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 土地の所有者が法人の場合（次号に該当する場合を除く。） 当該法人

の代表者又は当該法人の代表者から委任を受けた者。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人若しくは管財人又はこれらの委任による代理人

(2) 土地の所有者が国又は地方公共団体等の場合 当該公共団体等の長が指定する所属長

(3) 土地が共有地である場合 共有者全員又は共有者全員の委任を受けた者

(4) 土地の所有者が死亡し遺産分割協議がなされていない場合 法定相続人全員又は法定相続人全員の委任を受けた者

(5) 土地の所有者が死亡し遺産分割協議がなされている場合 相続人又は相続人の委任を受けた者

(6) 土地の所有者が未成年者又は成年被後見人等の制限行為能力者である場合 法定代理人又は法定代理人の委任による代理人

2 前項の規定にかかわらず、公共事業のために境界確認を必要とする場合は、国、地方公共団体等の長が指定する所属長が申請者となることができる。

3 第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合に限り代表者1名又はその者の委任を受けた者が申請者となることができる。

(境界確定の申請)

第5条 申請者は、境界確定の申請をしようとするときは、公共用財産との境界確定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 案内図

(3) 公図の写し

(4) 地積測量図の写し

(5) 申請者の証明書類

(6) 委任状(様式第2号)

(7) 関係土地所有者一覧表(様式第3号)

(8) 登記事項証明書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類の内容については、別表第1に定めるところによる。

(受付)

第6条 市長は、申請書が提出されたときは、次に掲げる事項を確認のうえ、受理するものとする。

- (1) 申請地が第2条に定める公共用財産に接していること。
- (2) 申請者が第4条に定める者であること。

2 市長は、受理した申請書を受付簿（様式第4号）に記載し、その進捗状況を管理しなければならない。

（審査及び資料交付）

第7条 市長は、速やかに申請書を審査し、要件を満たしていない場合は申請者に補正を求めるものとする。

2 申請者は、前項により補正の指示を受けた後、3月を経過しても書類等の補正ができない場合は、その理由を報告しなければならない。

3 市長は、申請書を受理した後、法務局で登記されていない測量図その他境界確定に必要な資料を保管している場合は、申請者に対し、境界立会ができるよう必要に応じて当該資料を交付するものとする。

（事前協議）

第8条 申請者は、仮測量を実施し、次の要件を満たす現況平面図を作成しなければならない。

- (1) 縮尺は、500分の1又は市長と協議して定める縮尺とすること。
- (2) 現地の形状が明確に把握できる道路、境界標識、建物及び垣根その他の構造物が明記されていること。
- (3) 官民境界確認線が赤色で明記されていること。
- (4) 図面の余白等に官民境界確認線の復元根拠等が記載されていること。
- (5) その他次に掲げる事項が明記されていること。

ア 縮尺及び方位

イ 立会申請場所、隣接地の地番、土地所有者名並びに隣接地ごとの実測面積及び登記面積

ウ 道路、水路等の名称及び幅員等

エ 既に決まっている確定線

オ 作成者の氏名

カ 関係場所の筆ごとの実測寸法

2 申請者は、現況平面図に次の書類を必要に応じて添付し、これを市長へ提出したうえで市長と境界立会前に事前協議を行わなければならない。

- (1) 横断面図
 - (2) その他の図面の写し
 - (3) 写真
- 3 前項各号に掲げる書類の内容については、別表第2に定めるところによる。
- 4 市長は、第2項の事前協議において現況平面図その他の書類（以下この項において「現況平面図等」という。）が要件を満たしていない場合又は当該事前協議により現況平面図等に修正が生じた場合は、申請者に対し補正を求めるものとする。
- 5 申請者は、補正の指示を受けた後、3月を経過しても書類等の補正ができない場合は、その理由を市長に報告しなければならない。
- 6 申請者は、次に掲げる要件を全て満たした場合は、境界立会を省略することができるものとする。
- (1) 申請地が、不動産登記法第14条（平成16年法律第123号）第1項の地図が備えられた区域及びこれに準じる区域にあること。
 - (2) 境界標が設置されていること。
 - (3) 設置されている境界標の精度は、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）別表第4の基準を満たしていること。
 - (4) 境界標を復元した結果において現況構造物等と整合していること。
 - (5) その他市長が特に必要と定める要件を満たしていること。

（境界立会日等の決定）

第9条 申請者は、前条の事前協議が完了した場合であって、同条第6項に該当しないときは、市長と協議し、境界立会の日時その他必要事項を決定するものとする。

- 2 申請者は、境界立会の日時その他必要事項を関係土地所有者に通知するものとする。

（境界立会の準備）

第10条 申請者は、境界立会までに仮測量の結果を現地で確認できるようにしなければならない。

- 2 市長は、必要に応じ、境界立会前に現地確認を行うものとする。

（境界立会）

第11条 境界立会は、第9条の境界立会日等の決定及び前条の境界立会の準備の後、実施するものとする。

- 2 市長は、申請地の現況を把握し、写真撮影し、境界立会の記録（様式第5号）を作成するものとする。
- 3 申請者は、関係土地所有者一覧表に記載された出席者を確認し、市長へ報告するものとする。
- 4 申請者は、公図及び現況平面図等により関係土地所有者に対し境界立会の目的及び官民境界確認線の位置、その根拠等について説明するものとする。
- 5 市長は、必要に応じ、申請者及び関係土地所有者（以下この項において「申請者等」という。）の主張並びにその根拠についての意見を確認し、市の意見を申請者等に説明するものとする。
- 6 申請者は、境界立会の結果に基づき、境界標を設置するものとする。ただし、当該境界標は、筆界確認書が作成されるまでの間については、仮杭とする。
- 7 市長は、境界立会の記録を整理し、適切に保管するものとする。

（境界確定確認の申請）

第12条 申請者は、境界立会により市及び関係土地所有者との意見が整った場合又は第8条第6項の規定により境界立会を省略した場合は、境界確定確認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 公共用財産との境界確定承諾書（様式第7号）
- (2) 境界確定図
- (3) 横断面図
- (4) 測点図等
- (5) 写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類の内容については、別表第3に定めるところによる。

（境界確定申請書の審査）

第13条 市長は、前条の境界確定確認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、要件を満たしていない場合は、申請者に補正を求めるものとする。

2 申請者は、前項の補正の指示を受けた後、3月を経過しても書類等の補正ができない場合は、その理由を市長に報告しなければならない。

（境界確定確認書の交付）

第14条 市長は、境界確定確認申請書を審査し、申請者と境界確定に合意する場合は、境界確定確認書（様式第8号）を、申請者に対し交付するものとする。

この場合において、境界確定確認書には、境界確定図を添付しなければならない。

2 再交付等、境界が確定していることの証明を必要とする者は、証明願（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、座標を用いていない箇所については、第5条の規定に基づき、公共用財産との境界確定申請書により、再度、境界確定の申請を行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 法務局備付け公図の写し
- (3) 境界確定図
- (4) 横断面図
- (5) 測点図等（境界確定図に記載されていない場合に限る。）
- (6) 写真
- (7) パラメーターを用いて計算処理した資料

3 前項各号に掲げる書類の内容については、別表第4に定めるところによる。

4 証明願の審査及び証明書の交付手続については、前条及び第1項に準じて行うものとする。

（境界標の設置）

第15条 申請者は、申請地との境界に境界標を設置するときは、次の各号に掲げる事項に留意して設置するものとする。

- (1) 設置位置は、境界線の全ての確定点とすること。
- (2) 設置作業は、申請者が行うこと。
- (3) 境界標の設置費用は、申請者の負担とすること。

（不受理）

第16条 市長は、次の各号に該当する場合において、公共用財産との境界確定申請書の不受理について（様式第10号）を交付し、不受理の理由を明らかにしたうえで、当該境界確定申請に係る手続を終了し、受領済の関係書類を不受理とすることができる。ただし、申請者が正当な理由等を明示した場合はこの限りでない。

- (1) 境界確定申請書の受付後、3月経過後も事前協議、境界立会等の連絡が無い場合
- (2) 公共用財産との境界確定申請書受付時又は事前協議時に追加又は補正を求めた関係書類等が、3月経過後も提出されない場合

(不調)

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、境界確定不調通知書（様式第 11 号）により通知し、不調の理由を明らかにしたうえで、官民境界を確定せずに手続を終了することができる。ただし、申請者が正当な理由等を明示した場合はこの限りではない。

- (1) 申請者と官民境界線について協議が整わない場合
- (2) 申請場所又は隣接地の土地所有者の境界承諾を得ることができない場合
- (3) 現地立会后、3 月経過後も境界確定確認申請書及び添付書類等が提出されない場合

(取下げ)

第 18 条 申請者は、境界確定確認申請の取下げをしようとするときは、取下届出書（様式第 12 号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、取下届出書の提出があった場合は、当該境界確定申請に係る手続を中止し、書面で受領済みの関係書類がある場合は、それらを返却するものとする。

(書類の保管)

第 19 条 市長は、不受理及び取下げのいずれも申請者から書面で提出された関係書類等がある場合は、その原本を申請者に返却するとともに、必要に応じて、写しを建設課に保管するものとする。

2 不調については、境界確定不調通知書のみを交付し、不調となった経緯等を記録して申請者から提出のあった関係書類等を建設課に保管するものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 申請者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年号外法律第 57 号）等の規定を順守し、境界確定業務に関わる個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。